

# 訪問看護 介護予防訪問看護

## 重要事項説明書

医療法人篠田好生会

篠田訪問看護ステーション

# 訪問看護・介護予防訪問看護

## 重要事項説明書

ご利用者様に対する訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたり、介護保険関係法令に基づき当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業の目的及び運営の方針

#### (1) 事業の目的

訪問看護・介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するため、人員・組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護・要支援者が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

#### (2) 運営の方針

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者・居宅介護支援事業者との密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援します。円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図ります。

### 2 職員の職種・員数及び職務内容

区分	資格	常勤(人)	非常勤(人)	職務内容	計(人)
管理者	看護師	1(兼務)		指導管理・運営の総括	1
看護職員	看護師	4(兼務含む)		訪問看護・介護予防訪問看護業務	4
理学療法士	理学療法士	4		看護業務の一環としてのリハビリテーション業務	3
作業療法士	作業療法士	2			3
言語聴覚士	言語聴覚士	1	1		1
事務職員			1	訪問看護・介護予防訪問看護事務	1

### 3 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日	午前9時～午後5時
営業時間	土曜日	午前9時～午後0時30分
休日	日曜日・祝日及び12/31～1/3	
緊急連絡先	023-623-1104	

(注) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制となっています。

### 4 訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法及び内容

#### (提供方法)

主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「看護職員等」と言う)が具体的な看護並びに健康相談及び指導を行ないます。

- (内容の例)
- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| 1) 病状・障害の観察    | 2) 清拭・入浴介助等による清潔の保持 |
| 3) 食事及び排泄等のお世話 | 4) 褥瘡の予防・処置         |
| 5) リハビリテーション   | 6) ターミナルケア          |
| 7) 認知症患者の看護    | 8) 療養生活や介護方法の指導     |
| 9) カテーテル等の管理   | 10) その他医師の指示による医療処置 |

## 5 利用料金

訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。原則として、料金表の利用料金に利用者の介護保険負担割合証の示された割合を乗じた額が利用者の負担額となります。

### 【料金表】※別紙参照

## 6 サービス利用料金のお支払い方法

利用料金の支払い方法は、下記より選んでいただき別紙に記入し、担当にお渡し下さい。

### (1) 郵便局の預金口座からの口座振替による支払い

振替日（前月分を翌月の27日に引き落としとなります。）

### (2) 現金払い（集金）

集金日（前月分を翌月の15日前後に訪問時集金となります。）

## 7 秘密保持

(1) 事業所の従業者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

(2) 従業者であった者に正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

## 8 緊急時等における対応方法

看護職員等は、訪問看護・介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求めるなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

## 9 通常の事業の実施地域

山形市内

## 10 サービスの内容に関する相談・苦情・ハラスメント窓口

(1) 当事業者の訪問看護・介護予防訪問看護に関する相談・苦情・ハラスメントについては、下記窓口までご連絡下さい。

名 称	篠田訪問看護ステーション
担 当	鈴木 美寿
電話番号	023-623-1104
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時

(2) 苦情処理の体制・手順

①看護師等へ苦情を申し出る

②苦情受付担当者及び責任者（当事業所管理者）に申し出る

（基本的に苦情受付担当者がお話し合いをさせていただきます。）

③篠田総合病院総務課へ苦情を申し出る

(3) 当事業者以外に市町村の相談窓口等に相談・苦情・ハラスメントを伝えることができます。

- ◎ 山形市役所介護保険課 <受付時間 午前8時30分～午後5時15分(月～金)>  
 山形市旅籠町2丁目3番25号 023-641-1212 (代)
- ◎ 山形県国民健康保険団体連合会 <受付時間 午前9時～午後4時(月～金)>  
 山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地 0237-87-8006  
 (苦情処理専用)

1.1 事故発生時の対応

訪問看護・介護予防訪問看護提供により、利用者又は介護者(家族等)の生命・身体・財産・信用等を傷つける等賠償すべき事案が発生した場合は速やかに損害を賠償します。また、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に速やかに連絡を取るとともに、必要な措置を講じます。

1.2 当事業所概要

名称	医療法人篠田好生会 篠田訪問看護ステーション
所在地	〒990-0045 山形市桜町2番68号
代表者	管理者 鈴木 美寿
電話番号	023-623-1104

1.3 その他

年 月 日

訪問看護・介護予防訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要事項を説明しました。			
事業所	所在地	〒990-0045 山形市桜町2番68号	
	名称	医療法人篠田好生会 篠田訪問看護ステーション 印	
	説明者	氏名	

私は、本書面により事業者から訪問看護・介護予防訪問看護についての重要事項の説明を受け、同意し本書面を受領しました。		
契約者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	〒
	氏名	印